

日本政府の賠償決定とその後の経過

木野村間一郎

関東大震災が発生した後、戒厳令下、軍、警察、在郷軍人を中心とする自警団や一般民衆によって数千人規模の朝鮮人虐殺、750名を超す中国人の虐殺が行われた。日本政府はすでに植民地となった朝鮮人の大虐殺に関しては、被害者調査すら行わず徹底的に隠蔽するとともに、中国人虐殺に関しては、1924年5月27日「20万円の慰藉金」支出を政府決定し、国際問題にならないように、1925年6月、2度に亘る日中交渉を行ったが「時局により中断」し、賠償は実現しないまま現在に至っている。現在中国の遺族は、この1924年清浦内閣の決定内容に基づき、被害者人数、物価水準による修正を行い、現行の国際慣例に則った賠償を直ちに行う事を求めている。

ここでは、一連の経緯について、まず、関東大震災下の中国人虐殺事件に関する「日中政府間の応酬」と「賠償交渉と慰藉金問題」の経緯（参考：『史料集 関東大震災下の中国人虐殺事件』（仁木ふみ子編））から見てみる。

大地震後の9月3日、大島町事件が発生。9月7日に、張代理公使が外務省を来訪し、亜細亜局長との会談で被害学生ありと話す。8日には、山本権兵衛外務大臣（兼任）から芳澤謙吉公使あて、「在留中国人誤認による被害に関し、中国側に内告の上遺憾の意を表明すること」との訓令。9月12日、王希天虐殺。10月、国際連盟中国主席代表を務めたこともある顧維鈞外交総長との間で留学生の傷害と王希天行方不明が問題となった。大島町事件も明らかとなった。11月16日には、芳澤謙吉公使から伊集院彦吉外相に、早く弔慰金を送り政府として正式に遺憾の意を表すことが必要と意見具申。11月21日、顧外交総長は、責任者処罰と被害者遺族への慰謝金を要求。

関東大震災に際して、中国では即座に、隣国日本の大震災に対して、支援を開始した。対華21カ条要求以後盛り上がっていた反日運動を一時停止し、全国から義捐金を集め、大量の食料や衣類を送り、また医師団を派遣した。小学生が義捐金を集めたことも報道されている。

そうしたなかで、10月11日以後、被災した中国人が集団で上海に送り返されてきた。帰ってきた人たちのなかに、たくさんのケガ人がいるので大騒ぎになった。その人たちの口から、9月3日の現・江東区大島町における集団虐殺事件と習志野での拘禁、また中国人の権利拡大のために活動していた留学生王希天の行方不明事件が伝えられた。大島町の集団虐殺事件は、唯一の生き残りの黄子蓮によって、軍隊、警察の関与と自警団による虐殺がさらに具体的に明らかになった。また、王希天とともに活動していた王兆澄は、日本での被害調査を行っていたが、さらに避難民に紛れて上海に帰国すると、この帰国した中国人たちから詳細な聞き取りをして、膨大な被害者名簿を作った。それは、被害者の名前だけではなく、本籍、被災するまでの住所、被害にあった場所とその状況、加害者、被害の程度、損失金、目撃者など詳細にわたるもので、420人にもなる。上海の報道は一変し、中国人虐殺と王希天行方不明の真相を究明す

代	就任	首相
17	1914	大隈重信Ⅱ
	1915	(21カ条要求)
18	1916	寺内正毅
	1918	(シベリア出兵)
	1918	(米騒動)
19	1918	原敬〈政友会〉 (首相暗殺)
	1919	(3・1 独立蜂起、5・4 運動)
20	1921	高橋是清
21	1922	加藤友三郎
22	1923	山本権兵衛Ⅱ (関東大震災・処理)
23	1924	清浦奎吾 (第2次護憲運動で総辞職)
24	1924	加藤高明 (治安維持法・普通選挙法)
		若槻礼次郎Ⅰ (昭和元年)
25	1926	若槻礼次郎Ⅰ (金融恐慌)
26	1927	田中義一 (第1次山東出兵)
	1928	(第2次山東出兵) (張作霖暴殺事件)
27	1929	浜口雄幸 (世界恐慌)
28	1931	若槻礼次郎Ⅱ (柳条湖事件)

るよう求める声が高まっていった。

10月22日の杭州での追悼抗議集会を皮切りに、吉林、ハルピン、北京、齊南、長沙、広州など全国各地の主要都市で、追悼と抗議集会が次々と開かれ、24年3月4日に北京で開かれた虐殺された王希天と中国人労働者の追悼集会では参加者が3万人を超えて会場の公園は入りきれなかったという(「民国日報」1924年3月5日)。(26年には犠牲者の遺族と帰国の留学生が中心になって温州の華蓋山公園に王希天義士の記念碑が建てられている。)

一方、日本の外務省は条約局に対して「震災に際し行われたる支那人誤殺事件に関連し、内乱及び暴動に因る不法行為に対する国家の責任に関する国際法上の原則及び実例」を調査させている。そして、11月、その報告書で、米、仏、英など11の実例に基づいて、外国人が国内で虐殺されたときには、国際法上、その国家に責任があるので賠償しているという条約局の報告を受けた。

12月の第47帝国議会では、仙波太郎議員、永井柳太郎議員から「支那人誤殺事件に関する質問」が出された。政府は「調査中」という答弁をしている。

中国外交総長の顧維鈞は12月6日及び1924年2月25日付で、日本の公使芳澤謙吉に宛てた書簡に被害者名簿もつけて、(一)犯人処罰、罪状公開、(二)被害者家族への救恤、(三)今後の在日中国人の安全の保証を要求した。

この時の山本権兵衛内閣は、虎ノ門事件によって総辞職し、1924年1月に清浦奎吾内閣になった。中国側からの相次ぐ要求と現場の芳澤公使の「先方の要求は妥当」との意見具申、そして外務省の調査などがあり、結局、1924年5月27日、清浦奎吾内閣(松井慶四郎外務大臣)は「支那人傷害事件慰籍金20万円」の責任支出を正式決定した。この決定の過程で中国からは、「日本政府に対して30万円を要求すべき。被害者は調査が進んでいるが425人になる。日本政府は、南京事件(1913年)では、日本人2人に対して、75万円、廟街事件(1920年尼港事件)でも日本人3人に対して100万円を要求している。1人当たり30余万円になる。中国人と日本人とでは命の値段に数百倍の差があるではないか」と大きな反発があった(『申報』1924年3月18日)。しかし、ともあれ正式決定された内容は、王希天に1万円、他の労働者560人分として一人当たり300円、おおざっぱに20万円という計算である。また、責任者処罰は拒否する、分配は中国政府に一任するというものであった。

ところが、この貴族院内閣ともいうべき清浦内閣は護憲三派(憲政会、政友会、革新倶楽部)による第二次護憲運動で倒れ、6月には、護憲加藤高明内閣(幣原喜重郎外務大臣)に変わった。しかし、内閣が替わってもこの1924年5月27日の決定は変わらないことが、加藤内閣においても一度確認された(1924年7月22日、亜細亜局長「従来の方針を体し、速やかに解決方この上とも尽力するよう回訓すること」)。

そこで中国側との交渉が始まり、1925年6月6日と6月12日に中国の沈瑞麟外交総長と日本の芳澤公使との間で二度の会合がもたれたが、議題の順序を巡って、中国側は1923年6月1日の長沙事件(中国民衆の日貨排斥運動に対して、日本政府が居留民保護を口実として突然軍艦を長沙に派遣して砲撃し、陸戦隊によって多数の学生などを惨殺した事件)、関東大震災中国人虐殺事件をとりあげようとするのに対し、日本側は、瑛春事件(1920年9月~11月、朝鮮武装部隊による日本領事館等への襲撃といわれているが、これこそ日本による間島出兵・間島における朝鮮民衆大虐殺の口実作りであって、本末転倒も甚だしい)などを先に交渉し、関東大震災は後回しとしようとして折衝はすすまなかった。

ところで1926年1月22日、日本では当時の総理大臣加藤高明が帝国議会中に倒れ、そのまま1月28

日には肺炎で亡くなった。その後を内務大臣だった若槻礼次郎が引き継いだ。第一次若槻礼次郎内閣（幣原喜重郎外務大臣）（1926年1月30日～1927年4月20日）である。

若槻礼次郎内閣は、加藤高明内閣の政策を内外ともに受けつぐことを表明する。中国に対しても、幣原が外相に留任し「内政不干渉」政策をとった。若槻内閣は、最初から与野党政治家を巻き込んだ松島遊郭移転疑獄事件や「皇室に対する爆弾テロ」を計画していたとして大逆罪に問われた朴烈事件、またそれに絡む怪写真事件などで一年中大混乱を続けた。そして1926年の暮れ12月25日には大正天皇が死去し、昭和へと転換する。

関東大震災をめぐる日中賠償交渉が、1925年6月に2度行われた後、1926年1月27日には、上海の温州同郷会から外交総長王正廷に対して、「日中交渉がもう2年になるのにどうなっているのか」という解決督促の電報が出されたということが上海の新聞「申報」に掲載されている。それに対して、王正廷は、「たびたび嚴重交渉し、日本側は賠償を承諾したるも、案重く数微なるが故に未だ率先結了するに便ならざるため、いま尚交渉進捗中なり。…特に留意し嚴重なる交渉を進めて雅命に副い而して沈冤を雪ぐべし」と回答したと、日本政府の芳澤公使と在杭州の領事代理清野長太郎のやりとりのなかで述べられている。そしてそのやりとりは、4月23日に芳澤から当時の外務大臣幣原喜重郎にも報告されている。

つまり、少なくとも1926年4月23日の段階までは、現地清野領事代理、芳澤公使、幣原外相の間で情報が交換されているのであるから、日中間の交渉議題として確認されていたことは明確である。

その後、この問題は怎么样了か。

1932年外務省東亜局第二課が作成した『最新支那関係諸問題摘要（第64議会用）上巻』に「未解決対支要償懸案」として記載されており、その内容は、1936年にも再確認された。

1936年（昭和11年）の岡田啓介内閣（広田弘毅外務大臣）の時に当時の東亜局が作成した「昭和11年度執務報告」のなかに、「未解決対支要償懸案」というのがあり、そのなかに「震災支那人誤殺事件大正十二年九月中関東震災の際支那人労働者等にして不逞朝鮮人と誤認殺害せられたる者一七四名 要求額不明」と書かれている。「誤殺事件」や数の誤認、「要求額不明」などとなっていることは問題だが、それでも当時の日本政府が「未解決の問題」として認識していたことは疑いない。

そればかりではない。戦後においても、この問題は検討されていた。

国立国会図書館調査立法考査局が出している『レファレンス』という雑誌の583（1999年8月）号に伊藤信哉の「大正期における日本の国家賠償」という論文が掲載されている。戦後、田原洋や仁木ふみ子の研究をもとにし、「日本の中国に対する対応には一貫性がなかった」「慰藉料も支払われることなく終わったようである」としているが、この雑誌の趣旨は、「国政の中長期的仮題に関する本格的な論説を掲載すること」であり、伊藤も「国立国会図書館調査立法考査局における職務の一環として、国会審議の参考に供するために執筆した」としているのであるから、この時点でもなお、「国会審議」にとって必要な事案として認識されていたということである。

日本政府は、「なかったこと」にしたり、「言い逃れ」をするのではなく、歴史的事実を認め、謝罪・賠償をするべきである。